

フクシマ社会保険労務士事務所

事務所たより

「新型コロナウイルス関連倒産」 (帝国データバンク動向調査より)

◆「新型コロナウイルス関連倒産」とは

帝国データバンクの定義によると、「新型コロナウイルス関連倒産」とは、新型コロナウイルスが倒産の要因（主因または一要因）となったことを当事者または代理人（弁護士）が認め、法的整理または事業停止（弁護士に事後処理を一任）となったケースを対象としています。個人事業主および負債1,000万円未満の倒産もカウントの対象としているほか、事業停止後に法的整理に移行した場合、法的整理日を発生日としてカウントしている。」としています。

◆最新の調査結果（2020年12月11日16時までの判明分）

【倒産件数】

全国で793件（負債1,000万円未満・個人事業者含む）

⇒法的整理703件（破産669件、民事再生法30件、特別清算4件）、事業停止90件

【負債総額】

3,312億2,200万円

⇒5億円未満が679件（構成比85.6%）を占めている一方、100億円以上の大型倒産はエアアジア・ジャパン（株）など3件（同0.4%）

【発生月別】

2月（1件）、3月（15件）、4月（73件）、5月（69件）、6月（113件）、7月（107件）、

8月（95件）、9月（110件）、10月（108件）、11月（82件）、12月（20件）

【業種別】

「飲食店」（125件）が最多。次いで「ホテル・旅館」（70件）、「建設・工事業」（56件）、「アパレル小売店」（51件）、「食品卸」（41件）、「アパレル卸」（28件）、「食品小売」（27件）、「食品製造」（24件）、「アパレル製造」（22件）

【都道府県別】



「東京都」（190件）が最多。以下、「大阪府」（76件）、「神奈川県」（41件）、

「兵庫県」（38件）、「静岡県」（37件）、「北海道」（35件）、「愛知県」（34件）

新型コロナウイルス感染拡大の収束の兆しが見えないまま12月に入りました。倒産件数は、6月～10月にピークを迎え、12月に入りだいぶ落ち着いてきたとはいえ、予断を許さない状況です。個々人が、これ以上の感染拡大を防ぐ努力をしながら、経済活動を回すことができることを願うばかりです。

冬場における新型コロナウイルス対策

◆感染者数の増加

冬に入り、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は過去最多の水準となっています。連日感染者数が報道されており、日常生活でもあらためて気を引き締めたい状況が続いています。

冬場は、寒さと換気の折合いをつけるのが難しく、職場でも「換気の悪い密閉空間」になるリスクが高いため、今まで以上に感染対策には気をつけたいところです。

◆冬場の換気方法

厚生労働省でも、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法について案内が出版されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

推奨される方法として、換気機能を持つ冷暖房設備や機械換気設備が設置されていない、または換気量が十分でない施設等では、以下の点に留意しながら窓を開けて換気をするよう示されています。

◎居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと（加湿器を併用することも有効）

◎居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること

室温変化を抑えるポイントとしては、開けている窓の近くに暖房器具を設置すること等が挙げられています（燃えやすい物から距離を空けるなど、火災の予防には注意が必要）。

◆改めて職場状況の十分なチェックを

厚生労働省では、冬場における「密閉空間」を改善するための換気の方法などについて改訂した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」も公表しています。

感染予防のための体制、感染防止のための基本的・具体的な対策、配慮が必要な労働者への対応、陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応等など、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策の実施状況について確認できるものとなっているため、対策が不十分な項目をあらためて確認し、十分に対応できるようにしておきましょう。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和2年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

2月1日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～当事務所よりひと言～

これまでとは様子の異なるお正月を迎えた方も多いのではないのでしょうか。昨年初めから蔓延し始めた新型コロナは、年が明けても終息するどころか、ますますその勢いを増そうとしています。首都圏では再び「緊急事態宣言発令」となりました。これからはワクチン開発の状況を見定めて、暫くは自重した生活が必要です。皆様も健康に十分留意されて、本当に明るい春を迎えましょう。